

2023年度「法II」（白石忠志）試験 解答のポイント

ver. 2024-01-26 09:45

- 「解答例」は、あくまで例です。他に、優れた解答の仕方があるものと思います。
- 「解答例」は、通常、説明的配慮により、少し詳しく・長めになります。試験場での解答としては、もう少し簡潔・短めでも十分であることが多くあります。

問題1・問題2

- 問題1の解答例
 - 法的には、「AはBとみなす。」は、「AはBに該当する。反論は認めない。」という意味である。破線枠内に現れる最高裁判決は、反論もあり得る中で通常の判断をしたものである。
- 問題2の解答例
 - 「原告に立証責任がある」とは、審理を尽くしても、原告に有利な事実があるともないとも言えない場合に、その争点について原告に不利な結論とする、という意味である。審理を尽くす前の段階から被告が何もしていないでいると、原告の立証が成功する可能性が高まる。
- 若干の説明
 - 問題1・問題2に共通して、「「みなす」（立証責任）とは〇〇〇という意味である。破線枠内は×××であるから不適切である。」という構造で説明するのが望ましいと考えられます。
 - 多くあった解答パターンとして、「「みなす」（立証責任）とは〇〇〇という意味である。したがって破線枠内は不適切である。」というものがありません。破線枠内が不適切であることは問題文が既に述べているので、なぜそうであるのかという「×××」に相当する一押しが、説明としては必要であると考えます。「×××」に相当する一押しがない答えは、「〇〇〇」は説明しているが十分ではない、という意味で、7点としました。
 - 解答の書き方次第で、「〇〇〇」と「×××」が明示的に融合した解答はあり得ます。その場合は7点にとどまらないのは当然です。
 - 教える側の反省点も書いておきます。言い換えれば、次のことを、今後の参考としてください。
 - 教える側のよくあるパターンとして、「みなす／推定する」をセットで教える、というものがあつたため（私の授業だけではありません。）、「「みなす」でないものは全て「推定する」である」と考えて、「「みなす」でなく「推定した」とすべきであつた。」のように答えた解答が少なからずあつた。

- 実際には、「みなす／推定する」のほかに、「普通に判断する」があり、「みなす／推定する／普通に判断する」の三つがあると考えたほうがよいです。
- ただ、そのことは、授業で十分に伝えていませんでした。「みなす／推定する」というセットで教わると、そのように理解してしまうのも無理はない、と学びました。「「推定した」とすべきであった。」と書いた解答について減点はしていません。

問題3

- 解答例
 - どの回の国会に提出された法案であるかを確認し、法務省ウェブサイトの国会提出法案のウェブページで入手する。
- 若干の説明
 - 閣法であるため、未成立であっても所管官庁のウェブサイトに資料が出ていると考えられます。
 - 授業で、戸籍法の所管官庁は法務省であると述べたので、上記のような解答で十分ですが、
 - 「「戸籍法の一部を改正する法律案」をネット検索して所管官庁を確認し、」などと書かれた（法務省と特定しない）解答でも結構です。
 - 所管官庁はデジタル庁であると考えた解答がいくつかありました。授業で実際に読んだ戸籍法関係の規定が、他の法律の改正規定と一緒に束ねられてデジタル庁のウェブサイトに掲げられたものであったためだと思います。この問題では、「戸籍法の一部を改正する法律案」と限定していますので、通常は法務省になると思いますが、かなり細かい点ですので（言い換えれば、授業に熱心に対応した学生ほど間違える可能性もありますので）、採点においては、デジタル庁と書いていても正解に準じた扱いをしました。
 - 未成立であることは、解答の言い回しを分岐させる必要がないようにするための念のための出題配慮であり、解答に細かく反映されていなくても結構です。
 - 「どの回の国会に提出された法案であるかを確認し、」の部分は、なくても、解答として大過はありません。ただ、今後のためには、「戸籍法の一部を改正する法律案」は長いタイムスパンを取れば複数あり得るので、どの回の国会に提出された法案であるかを確認するのが無難で確実である、ということを経験して学んでください。

問題4

- 解答例

- 憲法21条1項は、この判決の法的三段論法における規範（一般論）を具体化するための考慮要素として用いられている。判決は、（1）で、この判決では行訴法30条の基準を用いることになると判断し、（2）で、行訴法30条の規範を具体化している。具体化する際、「消極的な考慮事情として重視し得る」ものを絞るべきであることを示す考慮要素の一つとして、憲法21条1項に言及している。

- 若干の説明

- この判決は、法的三段論法における「規範」の箱の中に抽象的レイヤー（条文）と具体的レイヤー（解釈）がある一例です。この判決では行訴法30条が柱になることが示され（そのことは授業でも説明しました。）、行訴法30条の抽象的な条文について、具体的な基準を示そうとする中で、憲法21条1項が出てきています。それによって得られた具体的な基準を、（3）で、事実にはめてはめて判決の結論を得ています。

授業で述べたことの繰り返しになりますが、

- 4月から、憲法・民法・刑法の講義を受講する場合は、総論と各論が不即不離の関係にあることを頭に入れて、各論を、項目だけでもよいので眺めながら、総論の講義を聴くのがよいのではないかと思います。2月・3月に、そういった考えで（各論も念頭に置いて）予習する、という取り組み方もあると思います。